

「通所リハビリテーション事業所運営規程」

第1章 事業所の目的及び運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人財団弘慈会が開設する通所リハビリテーション事業所、介護予防通所リハビリテーション事業所（以下「事業所」という）が行う通所リハビリテーション事業、介護予防通所リハビリテーション事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の理学療法士、介護職員（以下「通所リハビリテーション従業者」という）が要支援状態又は要介護状態にある高齢者等（以下「要介護者等」という）に対し適正な通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の通所リハビリテーション従業者は、利用者が要介護状態等となった場合でも、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能回復訓練を行うことにより、社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。

- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを提供する。
- 3 事業の実施に当たっては、市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- 4 リハビリテーションは、心身機能、活動、参加などの生活機能の維持・向上を図るものでなければならない。
- 5 通所リハビリテーションは、事業の実施に当たり、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団密接関係者を、その運営に関与させないものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- 一 名称 医療法人財団弘慈会石橋病院
- 二 所在地 宮城県栗原市若柳字川北堤下27

第2章 職員の職種、員数及び職務内容

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職歴、員数及び職務内容は次の通りとする。

- 一 管理者 1名(兼務)
医師 1名(常勤・兼務)
施設の職務に重視し施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。また、従業者に必要な指揮命令を行う。
- 二 理学療法士及び作業療法士 3名以上(常勤・兼務)
利用者のリハビリテーションを行い、介護職員と連携しながら、サービス提供を行う。
- 三 介護職員 3名以上(非常勤1名含む)
利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
- 四 調理員 2名(常勤・兼務)
利用者の食事の調理を行う。

2 前項に定める職種において、必要に応じ、人員数を加えることができる。

3 前項に定める者のほか、必要に応じ、その他の職員を置くことができる。

第3章 営業日及び営業時間

(営業及び営業時間)

第5条 事業所の営業及び営業時間は次の通りとする。

- 一 営業日
通常 日曜日を除く全日 ただし、年末年始を除く。
- 二 営業時間
午前9時30分～午後4時30分までとする。ただし、必要に応じ、事前に申し込みがあった時に限り延長をすることができるものとする。
- 三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。
夜間の連絡先 医療法人財団弘慈会 石橋病院

第4章 通所リハビリテーション、介護予防リハビリテーションの利用定員

(通所リハビリテーション、介護予防リハビリテーションの利用定員)

第6条 利用定員は次の通りとする。

月曜日～土曜日 30人までとする。

第5章 通所リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の額

(通所リハビリテーションの内容)

第7条 通所リハビリテーションの内容は次の通りとする。

- 一 生活指導
- 二 健康チェック
- 三 入浴サービス
- 四 給食サービス
- 五 リハビリテーション
- 六 養護
- 七 送迎

(介護予防リハビリテーションの内容)

- 一 生活指導
- 二 健康チェック
- 三 入浴サービス
- 四 給食サービス
- 五 リハビリテーション
- 六 養護
- 七 送迎

(通所リハビリテーション、介護予防リハビリテーションの利用料等)

第8条 サービスを提供した場合の利用料の額は厚生大臣の定める基準及び、利用者の介護負担割合によるものとする。

- 2 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合に、利用者から支払いを受ける

利用料の額と、厚生大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。

- 3 第1項及び第2項の費用の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることとする。
 - 一 食材料費等 700円（おやつ代・フリードリンクを含む）
 - 二 おむつ代 （紙オムツM135円・L147円・尿取りパッド40円・リハビリパンツM180円・L190円・LL200円）
 - 4 第1項、第2項及び第3項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。
 - 5 第1項の支払いを受けた場合は、提供したサービス内容及び利用料の額を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。
- 第9条 通所リハビリテーション、介護予防リハビリテーションを提供した際には、サービス提供日 及び内容、法定受領サービス費の額、その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載する。

第6章 通常の事業所の実施地域

（事業所の実施地域）

- 第10条 事業所の実施地域は、若柳地区とする。その他の地区・地域についても、送迎が可能な実施範囲を協議し、ケアマネージャー・ご利用者に説明の上、実施地域とする。

第7章 サービス利用に当たっての留意事項

（サービス利用に当たっての留意事項）

- 第11条 通所リハビリテーション、介護予防リハビリテーションの提供に当たっては、次条第一項に規定する通所リハビリテーション計画、介護予防リハビリテーション計画に基づき、利用者の機能回復訓練及び日常生活を営む上で必要な援助を行う。
- 2 通所リハビリテーション、介護予防リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行う旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等については、理解しやすいように説明を行う。
 - 3 通所リハビリテーション、介護予防リハビリテーションの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術を持ってサービスの提供を行う。

- 4 通所リハビリテーション、介護予防リハビリテーションは、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助、機能回復訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。

第8章 緊急時における対応方法

(緊急時における対応方法)

- 第12条 通所リハビリテーション従業者は通所リハビリテーション、介護予防リハビリテーションの実施中に利用者の病状の急変及び緊急事態が生じたときは、速やかに家族や主治医に連絡するなどの措置を講じると共に、管理者に報告する。

第9章 非常災害対策

(非常災害対策)

- 第13条 事業所は、非常災害に関する具体的な計画をたて、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。
年2回以上避難訓練実施

第10章 その他運営に関する重要事項

(利用者の同意)

- 第14条 事業所はサービス提供の開始に際して、あらかじめ利用者又はその家族に対し、運営規程概要、従業者の勤務体制その他サービスの選択に必要な重要事項を記した文書を交付し説明を行い、利用者の同意を得ることとする。

(サービス提供困難時の対応)

- 第15条 事業所は当該事業所の実施地域等を勘案し、自ら適切な通所リハビリテーション、介護予防リハビリテーションを提供することが困難であると認めた場合には、居宅介護支援事業者に連絡を行い、または適切な事業者を紹介することとする。

(受給資格等の確認)

- 第16条 事業所は、通所リハビリテーション、介護予防リハビリテーションの提供を求められた場合にはその者の提示する被保険証により、被保険資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期間を確認するものとする。

- 2 利用者が要介護認定を受けていない場合等は、利用者の意向を踏まえて申請の援助を行うものとする。

(居宅介護支援事業者との連携)

第17条 事業者は、その開始に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健、医療または福祉サービスを提供するものと密接な連携に努め、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健、医療または福祉サービスの利用状況の把握に努めるものとする。

(居宅介護支援事業者・地域包括支援センターとの連携)

第18条 事業所は、指定通所介護、指定介護予防通所介護の開始に当たっては、居宅介護支援事業者・地域包括支援センターその他保健、医療または福祉サービスを提供するものと密接な連携に努め、居宅介護支援事業者・地域包括支援センターが開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健、医療または福祉サービスの利用状況の把握に努めるものとする。

(居宅サービス計画に沿ったサービス提供)

第19条 事業所は、利用者の居宅サービス計画が策定されている場合は、その計画に沿って通所リハビリテーション、介護予防リハビリテーションを提供するものとする。

- 2 事業所は、利用者が居宅サービス事業の変更を希望する場合は、居宅介護支援事業者に連絡する等の必要な援助を行うこととする。
- 3 事業所は、利用者が居宅サービス計画を作成していない際は、利用者が計画を策定できるよう居宅介護支援事業者の情報を提供する等の援助を行うものとする。

(通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション計画の作成)

第20条 事業所は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能回復訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション計画を作成するものとする。

- 2 管理者はそれぞれの利用者に応じた通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション計画を作成し利用者又はその家族に対し、その内容等について説明するものとする。

- 3 通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーションの計画に当たっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合は当該居宅サービス計画に沿って作成するものとする。
- 4 通所リハビリテーション従業者は、それぞれの利用者について、通所リハビリテーション計画、介護予防通所リハビリテーションに沿ったサービスの実施状況及び目標の記録を行う。

(サービス提供記録の記載)

第21条 通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーションを提供した際には、被保険証に添付される記録書に、提供日、内容保険給付の額を記載するものとする。

(利用者に関する市町村への通知)

第22条 利用者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、意見を付して市町村に通知するものとする。

- 一 正当な理由なしに通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーションの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。
- 二 偽りその他の不正な行為によって保険給付を受け、または、受けようとした時。

(サービス終了)

第23条 通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーションの提供の終了に際しては、利用者またはその家族に対して適切な指導を行うと共に、居宅介護支援事業者に対する情報の提供を行うものとする。

(研修の実施)

第24条 従業者の介護技術向上のために、研修を行うものとする。

(衛生管理等)

第25条 利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用の水については、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所に置いて感染症が発生、またはまん延しないように必要な措置を講ずるものとする。
- 3 感染症発生に伴い、報告が必要となった場合は、保健所及び市町村窓口に報告する。

(秘密保持等)

第26条 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いる場合は、利用者の同意を得るものとする。

(掲示、広報)

第27条 当該事業所の見やすい場所に、運営規定の概要、従業者の勤務体制等の重要事項を掲示するものとする。

- 2 本事業については、事実に基づき、広報することができるものとする。

(苦情処理)

第28条 利用者からの苦情には迅速かつ適切に対応するものとする。

- 2 利用者の苦情に関して、市町村、国民健康保険団体連合会から質問・調査がある場合は協力するとともに、指導、助言がある場合は必要な改善を行うものとする。
- 3 苦情受付については、通所リハビリテーション相談窓口、栗原市介護福祉課、国民健康保険団体連合会とする。

(損害賠償)

第29条 利用者に対する通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(会計の区分)

第30条 本事業の会計とその他の事業の会計を区分するものとする。

(記録の保存)

第31条 施設及び施設構造、従業者並びに会計に関する諸記録を整備するとともに、利用者に対する通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーションの提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

(虐待防止)

第32条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともにその結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第33条 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

2 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

(その他)

第34条 この規定に定めない事項については、理事長がこれを決定するものとする。

(規定の改廃)

第35条 本規定の改廃は理事会による。

附則

1. 本規定は平成15年6月1日から施行するものとする。
2. 平成17年3月15日より改変。
3. 平成17年10月1日より改変。
4. 平成18年7月15日より改変。
5. 平成18年12月20日より改変。
6. 平成20年5月1日より改変。
7. 平成21年4月1日より改変。
8. 平成21年6月1日より改変。
9. 平成21年8月1日より改変。
10. 平成22年5月1日より改変。
11. 平成23年5月1日より改変。
12. 平成24年5月1日より改変。
13. 平成25年5月1日より改変。
14. 平成25年6月1日より改変。
15. 平成26年5月1日より改変。
16. 平成27年5月1日より改変。
17. 平成28年5月1日より改変。
18. 平成30年8月1日より改変。
19. 平成30年10月21日より改変。
20. 平成30年12月1日より改変。
21. 平成31年4月1日より改変。
22. 令和3年4月1日より改変。
23. 令和4年4月1日より改変。
24. 令和5年8月1日より改変。
25. 令和5年12月1日より改変。
26. 令和6年4月1日より改変